

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示		ページ
○漁船損害等補償法による同意成立	(漁業管理課)	
	(12・8 掲示)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅	( " )	
	( " )	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出		
(2件)	(経営支援課)	1
○保安林の指定予定の通知 (6件)	(治山林道課)	2
公 告		
○農用地利用配分計画の認可の申請	(農地・担い 手対策課)	3

## 告 示

### 高知県告示第662号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成26年12月8日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

竜ヶ迫加入区

### 高知県告示第663号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成22年12月高知県告示第683号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成26年12月7日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

平成26年12月8日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

竜ヶ迫加入区

### 高知県告示第664号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成26年12月9日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 届出の概要

(1) 届出者の名称  
株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏

(2) 届出者の住所  
高知市知寄町二丁目1番37号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サニータウン高岡  
土佐市高岡町甲337ほか

(4) 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社かもめ	代表取締役 中村 伸 輔	高知市旭町三丁目57番1

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	北海道札幌市東区北24条東20丁目1-21

(5) 変更年月日

平成25年10月1日

(6) 変更理由

店舗の名称を変更するため

## 2 届出年月日

平成26年11月19日

## 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
土佐市産業経済課

## 4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

### 高知県告示第665号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成26年12月9日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 届出の概要

(1) 届出者の名称  
株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏

(2) 届出者の住所  
高知市知寄町二丁目1番37号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サニータウン高岡  
土佐市高岡町甲337ほか

(4) 変更しようとする事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルハ	午前9時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルハ	午前9時	午後12時

(5) 変更年月日

平成26年11月20日

(6) 変更理由

お客様の利便性向上のため

## 2 届出年月日

平成26年11月19日

## 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

<p>高知県商工労働部経営支援課 土佐市産業経済課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革</p> <p>(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>(4) 意見の内容</p> <p><b>高知県告示第666号</b> 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成26年12月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町下名野川字キヂヤノシタ322、字コヲナロ1096</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字キヂヤノシタ322・字コヲナロ1096（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第667号</b> 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成26年12月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 安芸郡北川村小島235の5から235の7まで</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p>	<p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 小島235の5から235の7まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第668号</b> 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成26年12月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町大植字ヲトシロ1852、1855の2</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ヲトシロ1855の2（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第669号</b> 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p>	<p>平成26年12月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡樽原町六丁653、672、673</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 六丁653・672（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び樽原町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p><b>高知県告示第670号</b> 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成26年12月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 土佐郡土佐町南川字細野1975の1</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字細野1975の1（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>
--	--	--

係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第671号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安芸郡北川村久木字轟日ノ地16の6、16の7
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字轟日ノ地16の6・16の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

-----  
**公 告**  
-----

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成26年12月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 農用地利用配分計画の概要
  - (1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
土佐市蓮池1135-1 メゾン蓮池313  
森田 修平

- (2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
土佐市甲原字カタギハエ1190番、1192番、1201番及び1204番並びに宇西畑1209番
- 2 申請年月日  
平成26年11月6日
- 3 縦覧場所  
高知県農業振興部農地・担い手対策課
- 4 縦覧の期間及び時間  
平成26年12月9日（火）から同月24日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
- 5 意見書の提出先  
高知市丸ノ内一丁目7番52号  
高知県農業振興部農地・担い手対策課